	(8)　変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して千立方メートル以上五千立方メートル未満増加する場合　九千九百円（電子申請等による場合にあっては、九千四百円）
	(9)　変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二百立方メートル以上千立方メートル未満増加する場合　八千七百円（電子申請等による場合にあっては、八千三百円）
	(10)　変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二百立方メートル未満増加する場合　五千四百円（電子申請等による場合にあっては、五千円）
	(11)　その他の場合　三千二百円（電子申請等による場合にあっては、二千七百円）
三　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十条第一項の完成検査を受けようとする者	一の項の下欄に掲げる者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の四分の三に相当する金額（その金額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）
四　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十条第三項の完成検査を受けようとする者	二の項の下欄に掲げる者及び場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の四分の三に相当する金額（その金額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）
五　法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第三十五条第一項の保安検査を受けようとする者	次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ　ロに掲げる者以外の者　次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)　処理容積が千立方メートル以上の設備　九十四万六千四百円（電子申請等による場合にあっては、九十四万五千九百円） (2)　処理容積が百立方メートル以上千万立方メートル未満の設備　五十九万七千八百円（電子申請等による場合にあっては、五十九万七千四百円） (3)　処理容積が五十万立方メートル以上百万立方メートル未満の設備　四十二万六千三百円（電子申請等による場合にあっては、四十二万五千八百円） (4)　処理容積が十万立方メートル以上五十万立方メートル未満の設備　二十七万八百円（電子申請等による場合にあっては、二十七万四百円） (5)　処理容積が二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満の設備　二十三万三千円（電子申請等による場合にあっては、二十三万二千六百円） (6)　処理容積が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備　二十一万九千六百円（電子申請等による場合にあっては、二十一万九千百円）

	(7)　処理容積が千立方メートル以上五千立方メートル未満の設備　十六万九百円（電子申請等による場合にあっては、十六万四百円）
	(8)　処理容積が二百立方メートル以上千立方メートル未満の設備　十四万二千円（電子申請等による場合にあっては、十四万千六百円）
	(9)　処理容積が百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備　七万五千二百円（電子申請等による場合にあっては、七万四千八百円）
	(10)　処理容積が千立方メートル以上の設備　二十一万九千五百円（電子申請等による場合にあっては、二十一万九千円）
	(1)　処理容積が五百万立方メートル以上千万立方メートル未満の設備　十六万六千三百円（電子申請等による場合にあっては、十六万五千八百円）
	(2)　処理容積が百万立方メートル以上五百万立方メートル未満の設備　十四万七千三百円（電子申請等による場合にあっては、十四万六千九百円）
	(3)　処理容積が五十万立方メートル以上百万立方メートル未満の設備　十二万六千八百円（電子申請等による場合にあっては、十二万六千四百円）
	(4)　処理容積が十万立方メートル以上五十万立方メートル未満の設備　七万二千五百円（電子申請等による場合にあっては、七万二千百円）
	(5)　処理容積が二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満の設備　六万千八百円（電子申請等による場合にあっては、六万千三百円）
	(6)　処理容積が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備　五万八千五百円（電子申請等による場合にあっては、五万八千百円）
	(7)　処理容積が千立方メートル以上五千立方メートル未満の設備　五万五千二百円（電子申請等による場合にあっては、五万四千八百円）
	(8)　処理容積が二百立方メートル以上千立方メートル未満の設備　五万千五百円（電子申請等による場合にあっては、五万千円）
	(9)　処理容積が百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備　四万七千百円（電子申請等による場合にあっては、四万六千七百円）
	(10)　処理容積が千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備　二万七千八百円（電子申請等による場合にあっては、二万八千二百円）
六　法第十七条第一項の承認を受けようとする者	